

別表1 (第3条関係)

処 分 区 分		承認条件	国庫納付額	備 考
目的外 使用	補助事業を中止しない場合	国庫納付 (ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該財産の利用状況を報告すること(注1))	目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、補助対象財産の遊休期間(農閑期等当該補助対象財産を使用しない期間をいう。以下同じ。)内に一時使用する場合又は自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない
	補助事業を中止する場合 道路拡張等により取り壊す場合	国庫納付	財産処分により生じる収益(損失補償金を含む。)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	自己の責に帰さない事情等やむを得ないものに限る。
	上記以外の場合	国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	
譲 渡	有 償	国庫納付 (ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該財産の利用状況を報告すること(注2))	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	集落を基礎とした営農組織が、当該組織の法人化に伴い法人化後の組織へ譲渡する場合は、国庫納付を要しない。ただし、処分制限期間の残期間内、補助条件を承継すること。
	無 償	国庫納付 (ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該財産の利用状況を報告すること(注2))	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。
交 換	下取交換の場合	補助対象財産の処分益を新規購入費に充当し、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を承継すること		
	下取交換以外の場合	交換差益額を国庫納付	交換差益額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	原則、交換により差損が生じない場合に限る。
貸付け	有 償 (遊休期間内の一時貸付け)	収益について国庫納付、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	貸付けにより生じる収益(貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	
	無 償 (遊休期間内の一時貸付け)	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと		
	長期間(1年以上)の貸付け	国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	
担 保	補助残融資のため	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと		

(注1) 財産処分の承認時に定められた報告期間(処分制限期間の残期間内)につき当該財産の利用状況を報告すること。

(注2) 譲渡相手方が、財産処分の承認時に定められた報告期間(処分制限期間の残期間内)につき当該財産の利用状況を報告すること。

(備考1) 上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。

(備考2) 国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。

(備考3) 農林水産大臣は、上記の処分区分又は承認条件により難しい事情があると認める場合には、他の条件を付すことができる。

別表 2 (第 4 条関係)

処 分 区 分		承認条件	国庫納付額	適用条項
目的外使用	収益がない場合	—		第 1 項による報告
	収益が見込まれる場合	国庫納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第 2 項による申請
譲 渡	無 償	—		第 1 項による報告
	有 償	国庫納付	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第 2 項による申請
貸付け	無 償	—		第 1 項による報告
	有 償	国庫納付	貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第 2 項による申請
市町村合併に伴うもので補助目的に従った利用により 10 年を経過していないもの	市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて財産処分される場合	収益がない場合	—	第 1 項による報告
		収益が見込まれる場合	国庫納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
	上記以外の場合（農林水産大臣が適当であると個別に認めるものに限る。）	収益がない場合	—	第 2 項による申請
		収益が見込まれる場合	国庫納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。

(備考 1) 上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。

(備考 2) 国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。

別表3 (第5条関係)

処 分 区 分			承認条件	国庫納付額	適用条項
目的 外 使 用	補助事業を中止しない場合	自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助事業を継続する場合	—		第1項第1号による報告
		本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内において、他の目的に自ら使用する場合	—		第1項第1号による報告
	補助事業を中止する場合	農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産として自ら使用する場合	当該財産の利用計画等を変更し、利用状況を報告すること(注1)		第1項第1号による報告
		他の施設に機能を移転したうえで、農林水産業の振興を通じた地域活性化又は公益の増進に資する目的で自ら使用する場合又は取り壊す場合	移転先施設の利用計画等を変更し、利用状況を報告すること(注1)		第1項第2号による申請
	上記以外の場合	国庫納付	財産処分により生じる収益(損失補償金を含む。)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第1項第2号による申請	
譲渡	有 償	補助条件を承継する場合又は農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産として譲渡する場合	国庫納付、かつ、当該財産の利用状況を報告すること(注2)	以下のア又はイのいずれか低い金額を国庫納付する。 ア) 譲渡契約額に国庫補助率を乗じた金額 イ) 残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助事業実施主体の負担割合を乗じた額を譲渡契約額から差し引いた金額 $\left[\text{譲渡契約額} - \{ \text{残存簿価又は時価評価額} \times \text{補助事業実施主体の負担割合} (1 - \text{国庫補助率}) \} \right]$	第1項第2号による申請
		譲渡先が国又は地方公共団体の場合	—		第1項第1号による報告
	無 償	譲渡先が補助条件を承継する場合又は農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産として譲渡する場合	当該財産の利用状況を報告すること(注2)		第1項第2号による申請
		農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産以外の財産として譲渡する場合	国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか低い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第1項第2号による申請
	上記以外の場合	国庫納付	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第1項第2号による申請	

処 分 区 分		承認条件	国庫納付額	適用条項	
貸付 け	有 償	一定期間を定め、貸付期間の満了後は、補助事業等を行う場合	国庫納付	貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第1項第2号による申請
	無 償	貸付先が国又は地方公共団体の場合	—		第1項第1号による報告
		貸付先が補助条件を承継する場合 国又は地方公共団体以外の場合	当該財産の利用状況を報告すること (注2)		第1項第2号による申請
		補助条件を承継しない場合	国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか低い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第1項第2号による申請
上記以外の場合		国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第1項第2号による申請	

(注1) 財産処分の承認時に定められた報告期間（処分制限期間の残期間内）につき当該財産（又は施設）の利用状況を報告すること。

(注2) 譲渡又は貸付け相手方が、財産処分の承認時に定められた報告期間（処分制限期間の残期間内）につき当該財産の利用状況を報告すること。

(備考1) 上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。

(備考2) 国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。

別表4 (第6条関係)

処 分 区 分		承認条件	国庫納付額
目的外使用	補助事業を中止する場合	農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象施設として自ら使用する場合	当該施設の利用計画等を変更し、利用状況を報告すること(注1)
	他の施設に機能を移転したうえで、農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象施設以外の施設として自ら使用する場合又は取り壊す場合	収益がない場合で、注2に掲げる要件をすべて満たすとき	移転先施設の利用計画等を変更し、利用状況を報告すること(注1)
		収益が見込まれる場合で、注2に掲げる要件をすべて満たすとき	国庫納付、かつ、移転先施設の利用計画等を変更し、利用状況を報告すること(注1)
	上記以外の場合	国庫納付	財産処分により生じる収益(損失補償金を含む。)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
譲渡	有 償	補助条件を承継する場合又は農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象施設として譲渡する場合	国庫納付、かつ、当該施設の利用状況を報告すること(注3)
		農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象施設以外の施設として譲渡する場合	国庫納付
	無 償	補助条件を承継する場合又は農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象施設として譲渡する場合	当該施設の利用状況を報告すること(注3)
		農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象施設以外の施設として譲渡する場合	国庫納付

(注1) 財産処分の承認時に定められた報告期間(処分制限期間の残期間内)につき当該施設の利用状況を報告すること。

(注2)

- (1) 当該施設を現状のまま維持し続けた場合は、経済的負担の発生が見込まれること。
- (2) 当該施設を農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な他の補助対象施設として利用することが困難であること。
- (3) 当該処分(取り壊しの場合はその跡地利用を含む)が、農林水産業の振興を通じた地域活性化又は公益の増進に資するものであること。
- (4) 補助事業等で整備した施設に機能を移転する場合には、当該機能移転先施設における補助事業等の遂行に支障を来さないこと。
- (5) 当該施設の事業内容、財産処分の内容、(1)~(4)の事項について広報誌等により公表すること。(なお、この場合、地方農政局等のホームページに掲載する。)

(注3) 譲渡相手方が、財産処分の承認時に定められた報告期間(処分制限期間の残期間内)につき当該施設の利用状況を報告すること。

(備考1) 上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。

(備考2) 国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。

別表5 (第6条関係)

補助事業名	事業実施年度		備考
	始期	終期	
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	平成19年度		大臣官房
地域バイオマス利活用整備交付金	平成19年度		大臣官房 生産局 農村振興局
バイオ燃料地域利用モデル実証整備交付金	平成19年度		大臣官房 農村振興局
バイオマスの環づくり交付金	平成17年度	平成18年度	大臣官房
バイオマス生活創造構想整備事業	平成17年度	平成18年度	大臣官房
農業・食品産業競争力強化支援事業	平成17年度		総合食料局 生産局 経営局
強い農業づくり交付金	平成17年度		総合食料局 生産局 経営局
食品流通構造改善施設整備事業	平成12年度	平成14年度	総合食料局
生鮮品共同配送施設整備事業	平成14年度	平成15年度	総合食料局
フードシステム連携強化・循環推進事業	平成14年度	平成14年度	総合食料局
食の安全・安心確保交付金	平成17年度		消費・安全局
産地生産拡大プロジェクト支援事業	平成20年度		生産局
有機農業総合支援対策	平成20年度		生産局
鳥獣害防止総合対策事業	平成20年度		生産局
農業生産地球温暖化総合対策事業	平成20年度		生産局
国内産糖・いもでん粉供給円滑化事業	平成19年度		生産局
生産振興総合対策事業	平成14年度	平成16年度	生産局
輸入急増農産物対応特別対策事業	平成14年度	平成16年度	生産局
地域農業基盤確立農業構造改善事業	平成6年度	平成13年度	経営局
地域農業構造改革モデル事業	平成14年度	平成15年度	経営局
経営構造対策事業	平成12年度	平成16年度	経営局
水田農業経営構造確立緊急対策事業	平成16年度	平成16年度	経営局
アグリ・チャレンジャー支援事業	平成14年度	平成16年度	経営局
販路開拓緊急対策事業	平成14年度	平成16年度	経営局
経営支援情報化施設整備事業	平成15年度	平成16年度	経営局
アイヌ農林漁業対策事業	昭和51年度		経営局
小規模零細地域営農確立促進対策事業	平成7年度	平成13年度	経営局
農業研修教育・農業総合支援センター施設整備事業	平成12年度	平成16年度	経営局
農業農村整備事業(土地改良施設、農業集落排水施設及び林業集落排水施設並びに漁村生活環境基盤施設を除く。)	平成3年度		農村振興局、生産局
広域連携共生・対流等整備交付金	平成19年度		農村振興局
元気な地域づくり交付金	平成17年度	平成18年度	農村振興局
離島・へき地電気導入事業	平成12年度	平成16年度	農村振興局
森林居住環境整備事業(林業集落排水施設を除く。)	平成14年度		林野庁
林業生産流通総合対策事業	平成10年度	平成16年度	林野庁
森林づくり交付金	平成17年度	平成19年度	林野庁
強い林業・木材産業づくり交付金	平成17年度	平成19年度	林野庁
森林・林業・木材産業づくり交付金	平成20年度		林野庁
強い水産業づくり交付金	平成17年度		水産庁
漁業経営構造改善事業	平成12年度	平成16年度	水産庁
沖縄県水産業拠点強化構造改善特別対策事業	平成11年度	平成16年度	水産庁
高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業	平成15年度	平成16年度	水産庁
漁港高度利用促進対策事業	平成9年度	平成16年度	水産庁
新漁村コミュニティ基盤整備事業	平成14年度	平成16年度	水産庁
水産物産地流通加工施設高度化対策事業	平成13年度	平成16年度	水産庁
水産資源増強施設整備事業	平成16年度	平成16年度	水産庁
内水面漁業振興施設整備事業(内水面環境活用総合対策事業)	平成12年度	平成16年度	水産庁
水産物供給基盤整備事業(漁港施設用地の整備を行うもの)	平成13年度		水産庁
漁港環境整備事業(漁港施設用地の整備を行うもの)	昭和55年度		水産庁
漁村づくり総合整備事業(漁港施設用地の整備を行うもの)	平成6年度		水産庁
漁村再生交付金(漁港施設用地の整備を行うもの)	平成17年度		水産庁
港整備交付金(漁港施設用地の整備を行うもの)	平成17年度		水産庁
以上のほか、これら事業に先立って過去に実施されていた事業であって、これら事業と同様の機能の施設を整備する事業			各局庁共通